

## 明石市高齢者応援企業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高齢者を応援する社会の機運を高めるとともに、高齢者の尊厳を保持し、安心していきいきと暮らせるやさしい地域共生社会づくりをめざし、高齢者の健康福祉、生きがいつくりの促進のため、高齢者を支援する取組みを進めている企業を「明石市高齢者応援企業」として認定することについて定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利企業、公益法人、個人商店等をいう。
- (2) 事業所 本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業を営んでいると認められるものをいう。

### (対象企業)

第3条 明石市高齢者応援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件にいずれも該当するものとする。

- (1) 明石市内に事業所の所在地があること。
  - (2) 別表に掲げる項目のうち、2項目以上の取り組みを行っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる企業を認定の対象としないことができる。
- (1) 事業の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業
  - (2) 虚偽の申告その他不正な手段により認定を受けようとした企業
  - (3) 明石市暴力団排除条例（平成24年明石市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む企業
  - (5) その他市長が適当でないとする企業

### (申請方法)

第4条 明石市高齢者応援企業の認定を希望する企業の代表者は、明石市高齢者応援企業認定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは速やかに審査し、別表に掲げる項目のうち2項目以上の取り組みを行っていることを認めるときは、明石市高齢者応援企業認定証(様式第2号)を申請者に交付し、明石市高齢者応援企業として認定(以下「認定企業」という。)するものとする。

(変更・廃止の届出)

第6条 認定企業は、明石市高齢者応援企業認定申請書に記載した内容に変更があったとき又は認定を辞退しようとするときは、明石市高齢者応援企業申請事項(変更・廃止)届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7条 市長は、認定企業が認定基準を満たさないことが明らかになったとき又は認定企業として適当でないことを認めるときは、認定の取消しを行うことができる。

(認定の更新)

第8条 認定企業は、2年ごとにその更新を受けなければならない。  
2 前項に規定する更新は、認定を受けた日から丸2年となる年の4月末日までに行うこととし、その手続きには第4条の規定を準用する。

(実施報告)

第9条 認定企業は、前条に規定する更新時に、その取り組み状況を市長に報告しなければならない。  
2 報告は、明石市高齢者応援企業取組状況報告書(様式第4号)を提出することにより行う。

(表彰)

第10条 市長は、認定企業のうち特に優れた取り組みを行っている企業を表彰することができる。

(広報)

第11条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、認定企業及びその取り組みを市民に広く周知するものとする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則（平成30年7月30日制定）

(施行期日)

- 1 この要領は、制定の日から施行する。

別表

	活 動 内 容
1	高齢者を支援する地域活動や取り組み（介護保険サービスを除く）
2	高齢者の就労やボランティア活動の支援
3	認知症サポーターの養成
4	シニアいきいきパスポートの協賛店登録
5	敬老祝い事業及び高齢者の各種行事やスポーツ大会等への協賛
6	福祉コミュニティ基金への寄付